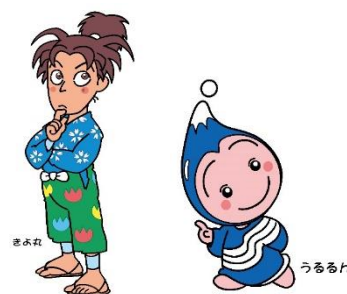


消費者トラブルを防ぐための8か条！

今回は【消費者トラブルを防ぐための8か条】をお知らせします。
これらを参考にして、トラブルの未然防止に役立てましょう。

- ① 見知らぬ訪問者を家に入れない
- ② 安易に個人情報を教えない
- ③ 不要なら「いりません」ときっぱり断る
- ④ その場で契約しない
- ⑤ 契約前に、契約書や規約をよく読む
- ⑥ 国際電話の休止や防犯機能付き電話を活用する
- ⑦ 親切な言葉や一生懸命な態度に流されない
- ⑧ 悪質商法の手口や最新情報に関心を持つ



悪質業者の手口はますます巧妙になり、年齢を問わず、電話や訪問販売、インターネットをきっかけにした相談が減りません。
少しでも「おやっ？」と感じたら、一人で悩まず、清須市消費生活センター、または消費者ホットライン（電話番号「188」）まで、すぐにご相談ください。

尚、清須市消費生活センターは令和8年5月より清須市役所西館3階に移転しました（相談の曜日、時間に変更はありません）。

問い合わせ 産業課